

# さいたま市国民保護計画 変更案

## 新旧対照表

	頁	変更後	変更前	理由																																																		
1	1 編 2 章 - 1 (3)	第 2 章 計画策定の背景・経緯 第二次世界大戦から 60 年以上が経過し、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。 (略)	第 2 章 計画策定の背景・経緯 第 2 次世界大戦から 60 年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。 (略)	県計画との記述内容の整合																																																		
2	1 編 3 章 - 1 ~ 1 編 3 章 - 2 (3)	第 1 編第 3 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 1 基本的人権の尊重 2 国民の権利利益の迅速な救済 3 情報の伝達と共有化の確保 4 国民保護措置実施体制の確立及び連携 5 市民の自助・共助 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮 7 災害時要援護者等への配慮 8 国際人道法の的確な実施の確保 9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 10 準備体制の充実	第 1 編第 3 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 1 基本的人権の尊重 2 国民の権利利益の迅速な救済 3 情報の伝達と共有化の確保 4 国民保護措置実施体制の確立及び連携 5 準備体制の充実 6 災害時要援護者等への配慮 7 市民の自助・共助 8 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮 9 国際人道法の的確な実施の確保 10 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	国の基本指針及び県計画の記述順序との整合																																																		
3	1 編 3 章 - 1 (4)	第 1 編第 3 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 3 情報の伝達と共有化の確保 住民への警報や避難の指示等の国民保護措置に関する情報を正確かつ迅速に伝達するための、体制や実施方法の確立を図る。	第 1 編第 3 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 3 情報の伝達と共有化の確保 住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための、体制や実施方法の確立を図る。	警報や避難指示の他、住民に伝達すべき事項があるため																																																		
4	1 編 3 章 - 1 (6)	第 1 編第 3 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 4 国民保護措置実施体制の確立及び連携 国民保護対策本部の設置による国民保護措置実施体制の整備と国や県、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。	第 1 編第 3 章 計画策定に当たっての基本的な考え方 4 国民保護措置実施体制の確立及び連携 国民保護対策本部の設置による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。	計画全体の記述順序の整合																																																		
5	1 編 4 章 - 3 (6)	第 1 編第 4 章第 2 節 1 人口分布 (1) 人口 本市の人口は、 <u>1,229,443</u> 人で、全国で 9 番目の人口を擁するとともに、埼玉県人口の 16.9% を占めている。 人口密度は、 <u>5,652.9</u> 人 / km <sup>2</sup> で、65 歳以上の高齢者の占める割合は、 <u>18.6%</u> で、全国平均に比べると低くなっている。 年齢別人口及び比率 (平成 22 年 8 月 1 日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男(人)</th> <th>女(人)</th> <th>計(人)</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14 歳以下</td> <td><u>87,943</u></td> <td><u>84,419</u></td> <td><u>172,362</u></td> <td><u>14.0</u></td> </tr> <tr> <td>15~64 歳</td> <td><u>425,196</u></td> <td><u>402,743</u></td> <td><u>827,939</u></td> <td><u>67.4</u></td> </tr> <tr> <td>65 歳以上</td> <td><u>102,617</u></td> <td><u>126,525</u></td> <td><u>229,142</u></td> <td><u>18.6</u></td> </tr> <tr> <td>人口総数</td> <td><u>615,756</u></td> <td><u>613,687</u></td> <td><u>1,229,443</u></td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	男(人)	女(人)	計(人)	構成比(%)	14 歳以下	<u>87,943</u>	<u>84,419</u>	<u>172,362</u>	<u>14.0</u>	15~64 歳	<u>425,196</u>	<u>402,743</u>	<u>827,939</u>	<u>67.4</u>	65 歳以上	<u>102,617</u>	<u>126,525</u>	<u>229,142</u>	<u>18.6</u>	人口総数	<u>615,756</u>	<u>613,687</u>	<u>1,229,443</u>	100.0	第 1 編第 4 章第 2 節 1 人口分布 (1) 人口 本市の人口は、 <u>1,224,296</u> 人で、全国で 9 番目の人口を擁するとともに、埼玉県人口の 16.9% を占めている。 人口密度は、 <u>5,629.2</u> 人 / km <sup>2</sup> で、65 歳以上の高齢者の占める割合は、 <u>18.5%</u> で、全国平均に比べると低くなっている。 年齢別人口及び比率 (平成 22 年 3 月 1 日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男(人)</th> <th>女(人)</th> <th>計(人)</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14 歳以下</td> <td><u>87,904</u></td> <td><u>84,359</u></td> <td><u>172,263</u></td> <td><u>14.1</u></td> </tr> <tr> <td>15~64 歳</td> <td><u>423,702</u></td> <td><u>401,277</u></td> <td><u>824,979</u></td> <td><u>67.4</u></td> </tr> <tr> <td>65 歳以上</td> <td><u>101,721</u></td> <td><u>125,333</u></td> <td><u>227,054</u></td> <td><u>18.5</u></td> </tr> <tr> <td>人口総数</td> <td><u>613,327</u></td> <td><u>610,969</u></td> <td><u>1,224,296</u></td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	男(人)	女(人)	計(人)	構成比(%)	14 歳以下	<u>87,904</u>	<u>84,359</u>	<u>172,263</u>	<u>14.1</u>	15~64 歳	<u>423,702</u>	<u>401,277</u>	<u>824,979</u>	<u>67.4</u>	65 歳以上	<u>101,721</u>	<u>125,333</u>	<u>227,054</u>	<u>18.5</u>	人口総数	<u>613,327</u>	<u>610,969</u>	<u>1,224,296</u>	100.0	平成 22 年 8 月 1 日現在のデータへの修正
年齢	男(人)	女(人)	計(人)	構成比(%)																																																		
14 歳以下	<u>87,943</u>	<u>84,419</u>	<u>172,362</u>	<u>14.0</u>																																																		
15~64 歳	<u>425,196</u>	<u>402,743</u>	<u>827,939</u>	<u>67.4</u>																																																		
65 歳以上	<u>102,617</u>	<u>126,525</u>	<u>229,142</u>	<u>18.6</u>																																																		
人口総数	<u>615,756</u>	<u>613,687</u>	<u>1,229,443</u>	100.0																																																		
年齢	男(人)	女(人)	計(人)	構成比(%)																																																		
14 歳以下	<u>87,904</u>	<u>84,359</u>	<u>172,263</u>	<u>14.1</u>																																																		
15~64 歳	<u>423,702</u>	<u>401,277</u>	<u>824,979</u>	<u>67.4</u>																																																		
65 歳以上	<u>101,721</u>	<u>125,333</u>	<u>227,054</u>	<u>18.5</u>																																																		
人口総数	<u>613,327</u>	<u>610,969</u>	<u>1,224,296</u>	100.0																																																		

	頁	変更後	変更前	理由																
6	1 編 4 章 - 3 (6)	第1編第4章第2節 1 人口分布 (3) 外国人 外国人登録者は、 <u>12,758</u> 世帯、 <u>17,387</u> 人となっている。 (平成22年8月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯総数</th> <th>人口総数(人)</th> <th>男(人)</th> <th>女(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>12,758</u></td> <td><u>17,387</u></td> <td><u>7,745</u></td> <td><u>9,642</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯総数	人口総数(人)	男(人)	女(人)	<u>12,758</u>	<u>17,387</u>	<u>7,745</u>	<u>9,642</u>	第1編第4章第2節 1 人口分布 3) 外国人 外国人登録者は、 <u>12,459</u> 世帯、 <u>17,015</u> 人となっている。 (平成22年3月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯総数</th> <th>人口総数(人)</th> <th>男(人)</th> <th>女(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>12,459</u></td> <td><u>17,015</u></td> <td><u>7,557</u></td> <td><u>9,458</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯総数	人口総数(人)	男(人)	女(人)	<u>12,459</u>	<u>17,015</u>	<u>7,557</u>	<u>9,458</u>	平成22年8月1日現在のデータへの修正
世帯総数	人口総数(人)	男(人)	女(人)																	
<u>12,758</u>	<u>17,387</u>	<u>7,745</u>	<u>9,642</u>																	
世帯総数	人口総数(人)	男(人)	女(人)																	
<u>12,459</u>	<u>17,015</u>	<u>7,557</u>	<u>9,458</u>																	
7	1 編 4 章 - 4 (6)	第1編第4章第2節 2 交通網 (2) バス 本市のバス路線網は、4社の乗合バス事業者が <u>258</u> 系統(平成21年度末現在)の路線を運行している。	第1編第4章第2節 2 交通網 (2) バス 本市のバス路線網は、4社の乗合バス事業者が <u>248</u> 系統(平成20年度末現在)の路線を運行している。	平成21年度末のデータに修正																
8	1 編 4 章 - 4 (6)	第1編第4章第2節 3 自衛隊施設 市内には、陸上自衛隊大宮駐屯地、自衛隊埼玉地方協力本部が所在している。	第1編第4章第2節 3 自衛隊施設 市内には、陸上自衛隊大宮駐屯地が所在している。	自衛隊埼玉地方協力本部の追加																
9	1 編 5 章 - 1 (3)	第1編第5章 国民保護の実施体制 		県計画との記述内容の整合を図り、前文後に当該図を追加する。																

	頁	変更後	変更前	理由
10	1 編 5 章 - 2  (2)	第 1 編第 5 章第 1 節 市の責務 2 市が実施する措置 <u>(1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置</u> <u>(2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置</u> <u>(3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</u> <u>(4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置</u> <u>(5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	第 1 編第 5 章第 1 節 市の責務 2 市が実施する主な措置 <u>(1) 警報、避難の指示の住民への伝達</u> <u>(2) 避難住民の誘導</u> <u>(3) 避難住民等の救援</u> <u>(4) 安否情報の収集及び提供</u> <u>(5) 退避の指示</u> <u>(6) 警戒区域の設定</u> <u>(7) 消防活動(消火、救急、救助等)</u> <u>(8) 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置</u> <u>(9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	国民保護法(第 16 条)の市の実施する国民保護措置との整合
11	1 編 5 章 - 3  (2)	第 1 編第 5 章第 1 節 <参考> 1 国の責務 <u>(2) 国が実施する措置</u> <u>警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置</u> <u>救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置</u> <u>武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</u> <u>生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置</u> <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	第 1 編第 5 章第 1 節 <参考> 1 国の責務 <u>(2) 国が実施する主な措置</u> <u>警報の発令、避難措置の指示</u> <u>救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供</u> <u>武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示</u> <u>生活関連等施設の安全確保に関する措置</u> <u>危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置</u> <u>放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置</u> <u>被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</u> <u>生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置</u> <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	国民保護法(第 10 条)の国の実施する国民の保護のための措置との整合
12	1 編 5 章 - 3  (2)	第 1 編第 5 章第 1 節 <参考> 2 県の責務 <u>(2) 県が実施する措置</u> <u>住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置</u> <u>救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置</u> <u>武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</u> <u>生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置</u> <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	第 1 編第 5 章第 1 節 <参考> 2 県の責務 <u>(2) 県が実施する主な措置</u> <u>警報の市町村長等への通知</u> <u>住民への避難の指示</u> <u>県の区域を越える住民の避難に関する措置</u> <u>避難住民等の救援</u> <u>安否情報の収集及び提供</u> <u>緊急通報の発令</u> <u>武力攻撃災害を防除及び軽減するための措置</u> <u>生活関連等施設の安全確保</u> <u>保健衛生の確保</u> <u>生活関連物資等の価格の安定等、国民生活の安定に関する措置</u> <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u>	国民保護法(第 11 条)の県の実施する国民保護措置との整合

	頁	変更後	変更前	理由
13	1 編 5 章 - 5 (3)	<p>第1編第5章 国民保護の実施体制</p> <p style="text-align: center;"><b>【国民保護に関する措置の仕組み】</b></p> <p>The diagram illustrates the organizational structure for national protection measures across three levels: National (国), Prefecture (都道府県), and City/Town/Village (政令市). It details the flow of information and actions for evacuation, relief, and response to armed attacks, involving various agencies and citizens.</p>		県計画との記述内容の整合を図り、前文後の当該図を第1編第5章第1節の末尾に挿入する。
14	1 編 6 章 - 3 (4)	<p>第1編第6章第2節 緊急処理事態</p> <p>市国民保護計画では、緊急処理事態として、<u>基本指針及び県で想定する事態を参考とし、第6編第2章で示す事態を想定する。</u></p> <p>なお、基本指針においては、<u>以下に掲げる事態例が対象例として想定されている。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1編第6章第2節 緊急処理事態</p> <p>市国民保護計画では、緊急処理事態として、<u>基本指針において想定されている以下の4事態及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。</u></p> <p>(略)</p>	県計画及び第6編との整合
15	2 編 1 章 - 1 (6)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>武力攻撃事態等が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救援していくために、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に、国民の保護のための措置を実施していく必要がある。</p> <p>このため市は、<u>国や県</u>、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から整備する。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>武力攻撃事態等が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救援していくために、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に、国民の保護のための措置を実施していく必要がある。</p> <p>このため市は、<u>県や国</u>、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から整備する。</p>	計画全体の記述順序の整合

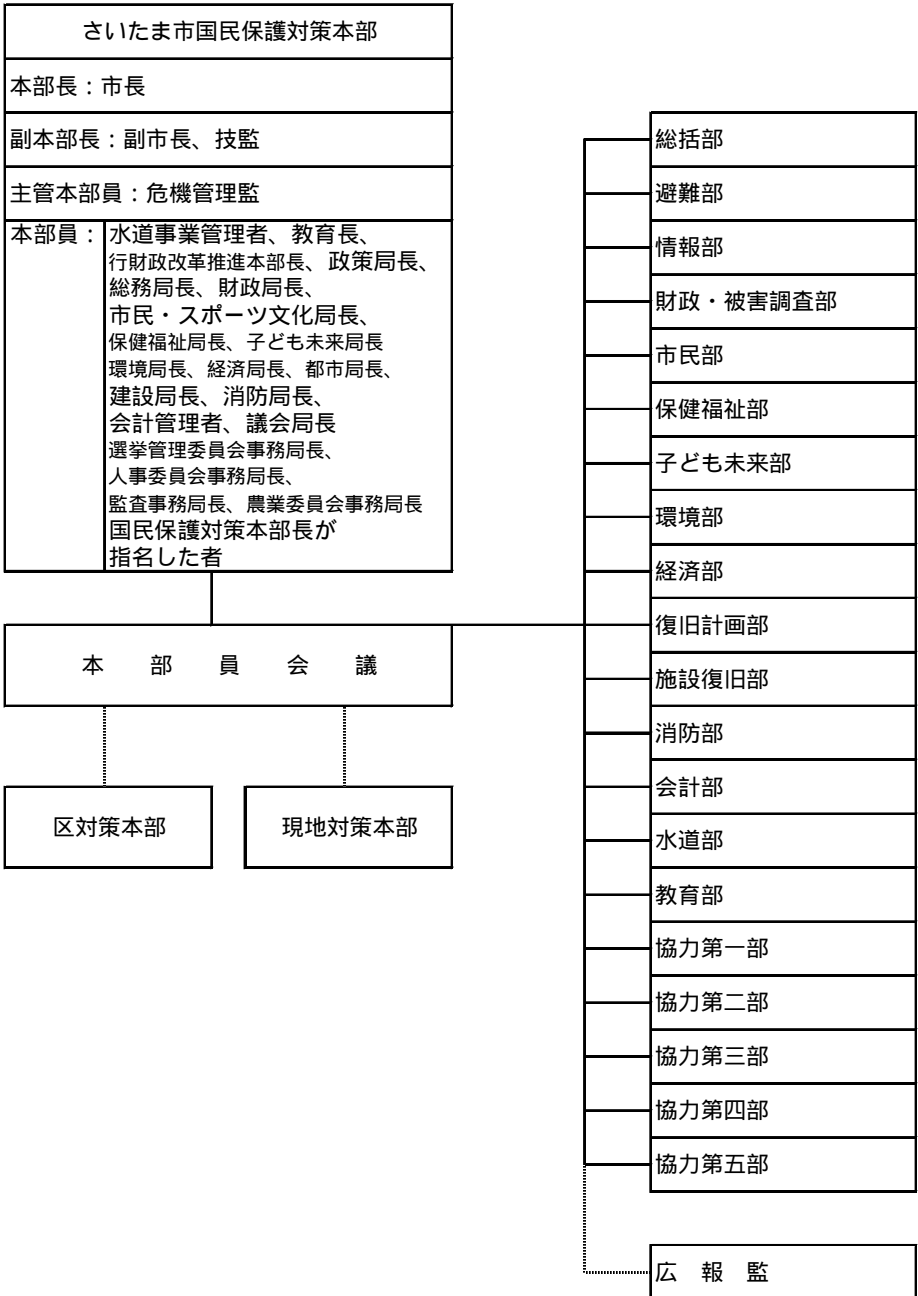
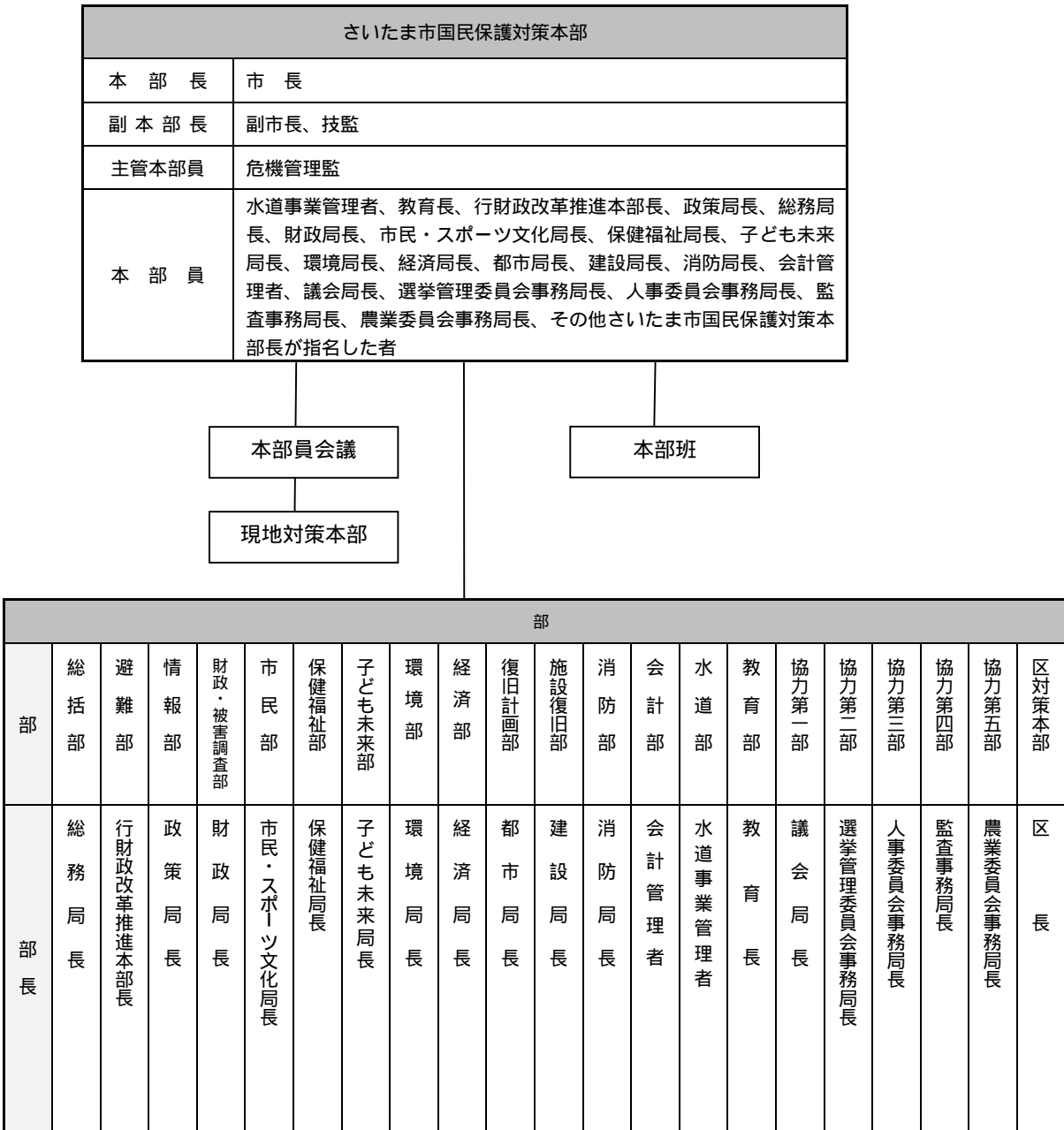
	頁	変更後	変更前	理由
16	2 編 1 章 - 1  (4)	<p>第2編第1章第1節 市の体制整備 (略)</p> <p>このため市は、消防局と連携を図り、当直等の強化を行うなど、常時市長及び危機管理幹部職員等に情報伝達ができる24時間即応可能な体制を整備する。</p> <p>1 危機管理幹部職員の緊急時体制の整備 武力攻撃事態等発生時に、市長を補佐し迅速かつ適切な初動対応を行うため、危機管理幹部職員が市庁舎近隣に居住するものとする。</p> <p>2 休日・夜間の当直体制の整備 24時間体制の充実を図るため、市職員が当直を行う。</p> <p>3 幹部職員等への連絡手段の整備 市は、緊急連絡網の整備、職員参集システムの運用等により、市国民保護対策本部等の部長、危機管理部職員等の参集のための連絡手段を確保する。 なお、その他の職員には、必要に応じて連絡手段の整備を進める。</p>	<p>第2編第1章第1節 市の体制整備 (略)</p> <p>このため市は、消防局と連携を図り、当直等の強化を行うなど、常時市長及び国民保護担当職員等に情報伝達ができる24時間即応可能な体制を整備する。</p>	<p>現行体制への修正 (第3節 幹部職員等への連絡手段の整備を統合)</p>
17	2 編 1 章 - 2  (3) 及び (4)	<p>第2編第1章 組織・体制の整備 第2節 職員配備計画の作成 (略)</p> <p>第3節 情報収集、伝達体制の構築 市は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。 また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等、通信の確保に努める。</p> <p>第4節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 市は、収集した情報を整理し、提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努める。</p> <p>1 安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。</p> <p>2 安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報(所在、連絡先等)について、あらかじめ把握する。</p> <p>第5節 交代要員等の確保 (略)</p>	<p>第2編第1章 組織・体制の整備 第2節 職員配備計画の作成 (略)</p> <p>第3節 幹部職員等への連絡手段の整備 市は、常時参集時の連絡手段として、市国民保護対策本部等の部長及び国民保護担当職員に、携帯電話等の貸与を進め、連絡手段を確保する。 なお、その他の職員には、必要に応じて連絡手段の整備を進める。</p> <p>第4節 交代要員等の確保 (略)</p>	<p>県計画との整合及び現行体制への修正(情報の収集、安否情報の収集等の新規追加)</p>
18	2 編 2 章 - 1  (4)	<p>第2編第2章 警報の住民への周知 1 市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。 (略)</p>	<p>第2編第2章 警報の住民への周知 1 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、携帯メール配信システムの活用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。 (略)</p>	<p>現行体制への修正</p>

	頁	変更後	変更前	理由
19	2 編 3 章 - 1 ~ 2 編 3 章 - 8  (3)	第2編第3章 避難実施体制の整備 第1節 モデル避難実施要領の作成 第2節 避難人数の把握 第3節 避難指示の周知 第4節 避難住民集合場所の指定 第5節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制 第6節 避難交通手段の選定方法 第7節 避難候補路の選定方法 第8節 避難住民の運送順序 第9節 交通障害物の除去対策 第10節 被災者に対する住宅供給対策	第2編第3章 避難実施体制の整備 第1節 モデル避難実施要領の作成 第2節 避難人数の把握 第3節 避難指示の周知 第4節 避難交通手段の選定方法 第5節 避難路の選定方法 第6節 運送順序 第7節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制 第8節 被災者に対する住宅供給対策 第9節 避難住民集合場所の指定 第10節 交通障害物の除去対策	県計画との整合(避難の手順に沿った記述順に修正)
20	2 編 3 章 - 1  (4)	第2編第3章第1節 1 モデル避難実施要領の作成 【避難実施要領に定める基本的事項】 (1) 事態の状況、避難の必要性 (2) 避難誘導の方法 (3) 各部の役割 (4) 連絡・調整先 (5) 避難住民の受入・救援活動の支援 (6) その他留意する事項	第2編第3章第1節 1 モデル避難実施要領の作成 【避難実施要領に定める基本的事項】 (1) 避難の経路、避難の手段 (2) 防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項 (3) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 (4) 迅速に関係機関の意見を聴取する方法 (5) 武力攻撃災害に関する情報を収集するため、県、自衛隊、警察、危険物施設管理者の連絡窓口、連絡方法等 (6) 住民が避難のために準備しておくべき物資等 (7) 住民に対する注意事項 (8) 避難誘導中の避難住民に対する武力攻撃等の情報提供体制 (9) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項	モデル避難実施要領との整合
21	2 編 3 章 - 2  (4)	第2編第3章第3節 1 住民への周知方法、周知内容 (1) 住民への周知方法 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。	第2編第3章第3節 1 住民への周知方法、周知内容 (1) 住民への周知方法 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、携帯メール配信システムの活用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。	あんしんメール事業の廃止に伴う削除

	頁	変更後	変更前	理由
22	2 編 3 章 - 4 (2)	第 2 編第 3 章第 5 節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制 1 避難施設の指定 市長は、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。	第 2 編第 3 章第 7 節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制 1 避難施設の指定 市は、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。	国民保護法第 184 条 1 項（大都市特例）により、避難施設の指定は市長の責務のため
23	2 編 3 章 - 6 (4)	第 2 編第 3 章第 7 節 1 避難候補路の選定の基準 （略） （2）県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路 第 2 編第 3 章第 5 節に規定する避難施設 市防災活動拠点 市臨時ヘリポート （3）候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。	第 2 編第 3 章第 5 節 1 避難候補路の選定の基準 （略） （2）県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路 第 2 編第 3 章第 7 節に規定する避難施設 市防災活動拠点 市臨時ヘリポート （3）候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。 <u>（4）自衛隊基地内を通過する候補路及び自衛隊基地を迂回する候補路について検討する。</u>	第 2 編第 3 章の順序入替え及び大宮駐屯地を通過する候補路は不可能であり、駐屯地の面積が小さいことから迂回ルート等の選定を特段必要としないことから削除
24	2 編 3 章 - 7 (6)	第 2 編第 3 章第 10 節 被災者に対する住宅供給対策 武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が出る事が予想される。 そのため市は、さいたま市地域防災計画（以下、「市地域防災計画」という。） <u>震災対策編</u> に順じ被災者に対する住宅供給対策について定める。	第 2 編第 3 章第 8 節 被災者に対する住宅供給対策 武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が出る事が予想される。 そのため市は、さいたま市地域防災計画（以下、「市地域防災計画」という。）に順じ被災者に対する住宅供給対策について定める。	記載場所の表示の明確化
25	2 編 4 章 - 1 ～ 2 編 4 章 - 2 (4)	第 2 編第 4 章第 1 節 2 備蓄品の管理 （略） 拠点備蓄倉庫は以下のとおりとし、今後も市内の公共施設等建設の際に <u>拠点備蓄倉庫</u> を整備するよう努める。 <u>（1）本庁舎地下倉庫</u> <u>（2）防災センター</u> <u>（3）大宮災害対策庫</u> <u>（4）与野災害対策庫</u> <u>（5）北浦和ターミナルビル地下倉庫</u> <u>（6）武蔵浦和ラムザタワー駐輪場倉庫</u> <u>（7）記念総合体育館倉庫</u> <u>（8）市営浦和駅東口駐車場倉庫</u> <u>（9）岩槻区役所倉庫</u>	第 2 編第 4 章第 1 節 2 備蓄品の管理 （略） 拠点備蓄倉庫は以下のとおりとし、今後も市内の公共施設等建設の際に <u>拠点備蓄庫</u> を整備するよう努める。 <u>（1）市役所</u> <u>（2）ラムザタワー駐輪場</u> <u>（3）北浦和ターミナルビル</u> <u>（4）防災センター</u> <u>（5）大宮災害対策庫</u> <u>（6）与野災害対策庫</u> <u>（7）記念総合体育館</u>	誤記修正及び地域防災計画との整合



	頁	変更後	変更前	理由
26	2 編 5 章 - 1 (3)	第2編第5章第1節 運送路の決定基準 2 運送路の障害物除去 緊急物資運送路の障害物除去の準備は、第2編第3章第9節と同様に行う。	第2編第5章第1節 運送路の決定基準 2 運送路の障害物除去 緊急物資運送路の障害物除去の準備は、第2編第3章第10節と同様に行う。	第2編第3章の順序入替えによる
27	2 編 10 章 - 1 (3)	第2編第10章第1節 市の訓練 1 実動訓練	第2編第10章第1節 市の訓練 1 実地訓練	県計画との整合
28	3 編 1 章 - 1 (4)	第3編 武力攻撃事態等対処編 武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を迅速かつ確に実施しなければならない。 また、他の都道府県において被害が発生している等の情報が提供された場合においても、事案発生時に対応できるよう、初動体制を強化しておくことが必要となる。 そのため、情報の的確な伝達や市国民保護対策本部等の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。 武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の (略)	第3編 武力攻撃事態等対処編 武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を迅速かつ確に実施しなければならない。 そのため、情報の的確な伝達や市国民保護対策本部等の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。 また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の (略)	警戒体制について追記
29	3 編 1 章 - 1 (4)	第3編第1章第1節 全庁的な体制の整備 1 危機対策本部等の設置 (1)市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合(「予測される場合」を含む。)において、市としての確かつ迅速に対処するため、さいたま市危機管理指針に基づく諸計画により、危機対策本部等を速やかに設置する。  以下、第1章の「危機対策本部」を 危機対策本部等 とする。	第3編第1章第1節 全庁的な体制の整備 1 危機対策本部の設置 (1)市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合において、市としての確かつ迅速に対処するため、「さいたま市危機管理指針」に基づき、危機対策本部を速やかに設置する。	被害発生当初は原因が明らかでないことが想定され、災害対策本部設置の可能性もあるため。また、警戒体制について追記
30	3 編 1 章 - 3 (6)	第3編第1章第2節 市国民保護対策本部の組織等 1 市国民保護対策本部(以下「本部」という。)の組織及び担当業務  以下、市国民保護対策本部 を 本部 とする。	第3編第1章第2節 市国民保護対策本部の組織等 1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務	表記方法の整理
31	3 編 1 章 - 4 (2)	第3編第1章第2節 1 市国民保護対策本部(以下「本部」という。)の組織及び担当業務 (4)現地対策本部の設置 市長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力的に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。	第3編第1章第2節 1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務 (4)現地対策本部の設置 本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力的に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。	国民保護法第28条8項により現地対策本部の設置は市長の権限のため

	頁	変更後	変更前	理由																																																																			
32	3 編 1 章 - 6 (5)	第3編第1章第2節 1 市国民保護対策本部（以下「本部」という。）の組織及び担当業務（6）本部及び本部各部の担当業務について <u>本部の組織及び事務分掌については、市地域防災計画（震災対策編）を準用するが、国民保護という事態の特性に鑑み、本部及び本部各部の主な担当業務を別表のとおり示す。</u>	第3編第1章第2節 1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務（6）本部及び本部各部の担当業務について <u>本部及び本部各部の主な担当業務は、別表のとおりとするが、事態への対処に当たっては、市地域防災計画の組織及び事務分掌を準用する。</u>	市地域防災計画の組織及び事務分掌を準用することを前提とする記載へ修正																																																																			
33	3 編 1 章 - 6 (5)	第3編第1章第2節1（6）本部及び本部各部の担当業務について <b>【さいたま市国民保護対策本部組織図】</b>  <p>さいたま市国民保護対策本部</p> <p>本部長：市長</p> <p>副本部長：副市長、技監</p> <p>主管本部員：危機管理監</p> <p>本部員：水道事業管理者、教育長、行財政改革推進本部長、政策局長、総務局長、財政局長、市民・スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、議会局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、国民保護対策本部長が指名した者</p> <p>本部員会議</p> <p>区対策本部</p> <p>現地対策本部</p> <p>総括部、避難部、情報部、財政・被害調査部、市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、会計部、水道部、教育部、協力第一部、協力第二部、協力第三部、協力第四部、協力第五部</p> <p>広報監</p>	第3編第1章第2節1（6）本部及び本部各部の担当業務について <b>【さいたま市国民保護対策本部組織図】</b>  <p>さいたま市国民保護対策本部</p> <table border="1" data-bbox="1614 642 2424 1024"> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長、技監</td></tr> <tr><td>主管本部員</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>水道事業管理者、教育長、行財政改革推進本部長、政策局長、総務局長、財政局長、市民・スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、議会局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、その他さいたま市国民保護対策本部長が指名した者</td></tr> </table> <p>本部員会議</p> <p>本部班</p> <p>現地対策本部</p> <table border="1" data-bbox="1531 1272 2656 1837"> <thead> <tr> <th>部</th> <th colspan="15">部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部</td> <td>避難部</td> <td>情報部</td> <td>財政・被害調査部</td> <td>市民部</td> <td>保健福祉部</td> <td>子ども未来部</td> <td>環境部</td> <td>経済部</td> <td>復旧計画部</td> <td>施設復旧部</td> <td>消防部</td> <td>会計部</td> <td>水道部</td> <td>教育部</td> <td>協力第一部</td> <td>協力第二部</td> <td>協力第三部</td> <td>協力第四部</td> <td>協力第五部</td> <td>区対策本部</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>総務局長</td> <td>行財政改革推進本部長</td> <td>政策局長</td> <td>財政局長</td> <td>市民・スポーツ文化局長</td> <td>保健福祉局長</td> <td>子ども未来局長</td> <td>環境局長</td> <td>経済局長</td> <td>都市局長</td> <td>建設局長</td> <td>消防局長</td> <td>会計管理者</td> <td>水道事業管理者</td> <td>教育局長</td> <td>議会議長</td> <td>選挙管理委員会事務局長</td> <td>人事委員会事務局長</td> <td>監査事務局長</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>区長</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長、技監	主管本部員	危機管理監	本部員	水道事業管理者、教育長、行財政改革推進本部長、政策局長、総務局長、財政局長、市民・スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、議会局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、その他さいたま市国民保護対策本部長が指名した者	部	部															総括部	避難部	情報部	財政・被害調査部	市民部	保健福祉部	子ども未来部	環境部	経済部	復旧計画部	施設復旧部	消防部	会計部	水道部	教育部	協力第一部	協力第二部	協力第三部	協力第四部	協力第五部	区対策本部	部長	総務局長	行財政改革推進本部長	政策局長	財政局長	市民・スポーツ文化局長	保健福祉局長	子ども未来局長	環境局長	経済局長	都市局長	建設局長	消防局長	会計管理者	水道事業管理者	教育局長	議会議長	選挙管理委員会事務局長	人事委員会事務局長	監査事務局長	農業委員会事務局長	区長	地域防災計画への整合
本部長	市長																																																																						
副本部長	副市長、技監																																																																						
主管本部員	危機管理監																																																																						
本部員	水道事業管理者、教育長、行財政改革推進本部長、政策局長、総務局長、財政局長、市民・スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、議会局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、その他さいたま市国民保護対策本部長が指名した者																																																																						
部	部																																																																						
総括部	避難部	情報部	財政・被害調査部	市民部	保健福祉部	子ども未来部	環境部	経済部	復旧計画部	施設復旧部	消防部	会計部	水道部	教育部	協力第一部	協力第二部	協力第三部	協力第四部	協力第五部	区対策本部																																																			
部長	総務局長	行財政改革推進本部長	政策局長	財政局長	市民・スポーツ文化局長	保健福祉局長	子ども未来局長	環境局長	経済局長	都市局長	建設局長	消防局長	会計管理者	水道事業管理者	教育局長	議会議長	選挙管理委員会事務局長	人事委員会事務局長	監査事務局長	農業委員会事務局長	区長																																																		

頁	変更後	変更前	理由																				
34	<p>第3編第1章第2節1(6)本部及び本部各部の担当業務について</p> <p>【別表】</p> <p>1 部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名(班名)</th> <th>部長</th> <th>総括責任者</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総括部 (本部班、総務班、職員第1班、職員第2班、研修センター班、秘書班、広報班)</td> <td rowspan="2">総務局長</td> <td>危機管理部長 (本部班)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置、運営及び廃止に関する事</li> <li>2. 本部員会議に関する事</li> <li>3. 市の国民保護措置の対処基本方針に関する事</li> <li>4. 国・県からの指示及び国・県への要請並びに連絡調整に関する事</li> <li>5. 他の市町村への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>6. 避難経路に関する事</li> <li>7. 退避の指示に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務部長 人事部長 市長公室長 (総務班、職員第1班、職員第2班、研修センター班、秘書班、広報班)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 各部、各班との連絡調整に関する事</li> <li>2. 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>3. 安否情報の収集・提供に関する事</li> <li>4. 特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事</li> <li>5. 被災情報等の把握に関する事</li> <li>6. 職員の動員計画及び動員の把握に関する事</li> <li>7. 警報及び緊急通報の伝達に関する事</li> <li>8. 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>9. 報道機関に対する情報提供に関する事</li> <li>10. 国民保護に関する広報全般に関する事</li> <li>11. 写真、ビデオ等の記録の作成に関する事</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>以下、部名の欄に班名を追記する。</p>	部名(班名)	部長	総括責任者	主な業務	総括部 (本部班、総務班、職員第1班、職員第2班、研修センター班、秘書班、広報班)	総務局長	危機管理部長 (本部班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置、運営及び廃止に関する事</li> <li>2. 本部員会議に関する事</li> <li>3. 市の国民保護措置の対処基本方針に関する事</li> <li>4. 国・県からの指示及び国・県への要請並びに連絡調整に関する事</li> <li>5. 他の市町村への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>6. 避難経路に関する事</li> <li>7. 退避の指示に関する事</li> </ul>	総務部長 人事部長 市長公室長 (総務班、職員第1班、職員第2班、研修センター班、秘書班、広報班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 各部、各班との連絡調整に関する事</li> <li>2. 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>3. 安否情報の収集・提供に関する事</li> <li>4. 特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事</li> <li>5. 被災情報等の把握に関する事</li> <li>6. 職員の動員計画及び動員の把握に関する事</li> <li>7. 警報及び緊急通報の伝達に関する事</li> <li>8. 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>9. 報道機関に対する情報提供に関する事</li> <li>10. 国民保護に関する広報全般に関する事</li> <li>11. 写真、ビデオ等の記録の作成に関する事</li> </ul>	<p>第3編第1章第2節1(6)本部及び本部各部の担当業務について</p> <p>【別表】</p> <p>1 本部事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の国民保護措置の対処基本方針に関する事</li> <li>(2) 市国民保護対策本部の設置、運営に関する事</li> <li>(3) 国民保護に関する情報の収集に関する事</li> <li>(4) 国・県からの指示及び国・県への要請並びに連絡調整に関する事</li> <li>(5) 他の市町村への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>(6) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>(7) 警報及び緊急通報の伝達に関する事</li> <li>(8) 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>(9) 避難経路の決定に関する事</li> <li>(10) 救援の実施に関する事</li> <li>(11) 退避の指示に関する事</li> </ul> <p>2 部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>総括責任者</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総括部</td> <td rowspan="2">総務局長</td> <td>危機管理部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の事務局に関する事</li> <li>2. 本部員会議に関する事</li> <li>3. その他本部事務に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務部長 人事部長 市長公室長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 各部、各班との連絡調整に関する事</li> <li>2. 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 安否情報の収集・提供に関する事</li> <li>4. 特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事</li> <li>5. 被災情報等の把握に関する事</li> <li>6. 職員の動員計画及び動員の把握に関する事</li> <li>7. 報道機関に対する情報提供に関する事</li> <li>8. 国民保護に関する広報全般に関する事</li> <li>9. 写真、ビデオ等の記録の作成に関する事</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	総括責任者	主な業務	総括部	総務局長	危機管理部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の事務局に関する事</li> <li>2. 本部員会議に関する事</li> <li>3. その他本部事務に関する事</li> </ul>	総務部長 人事部長 市長公室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 各部、各班との連絡調整に関する事</li> <li>2. 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 安否情報の収集・提供に関する事</li> <li>4. 特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事</li> <li>5. 被災情報等の把握に関する事</li> <li>6. 職員の動員計画及び動員の把握に関する事</li> <li>7. 報道機関に対する情報提供に関する事</li> <li>8. 国民保護に関する広報全般に関する事</li> <li>9. 写真、ビデオ等の記録の作成に関する事</li> </ul>	地域防災計画との整合
部名(班名)	部長	総括責任者	主な業務																				
総括部 (本部班、総務班、職員第1班、職員第2班、研修センター班、秘書班、広報班)	総務局長	危機管理部長 (本部班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の設置、運営及び廃止に関する事</li> <li>2. 本部員会議に関する事</li> <li>3. 市の国民保護措置の対処基本方針に関する事</li> <li>4. 国・県からの指示及び国・県への要請並びに連絡調整に関する事</li> <li>5. 他の市町村への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>6. 避難経路に関する事</li> <li>7. 退避の指示に関する事</li> </ul>																				
		総務部長 人事部長 市長公室長 (総務班、職員第1班、職員第2班、研修センター班、秘書班、広報班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 各部、各班との連絡調整に関する事</li> <li>2. 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>3. 安否情報の収集・提供に関する事</li> <li>4. 特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事</li> <li>5. 被災情報等の把握に関する事</li> <li>6. 職員の動員計画及び動員の把握に関する事</li> <li>7. 警報及び緊急通報の伝達に関する事</li> <li>8. 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>9. 報道機関に対する情報提供に関する事</li> <li>10. 国民保護に関する広報全般に関する事</li> <li>11. 写真、ビデオ等の記録の作成に関する事</li> </ul>																				
部名	部長	総括責任者	主な業務																				
総括部	総務局長	危機管理部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の事務局に関する事</li> <li>2. 本部員会議に関する事</li> <li>3. その他本部事務に関する事</li> </ul>																				
		総務部長 人事部長 市長公室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 各部、各班との連絡調整に関する事</li> <li>2. 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 安否情報の収集・提供に関する事</li> <li>4. 特殊標章等(赤十字標章を除く)の交付、許可に関する事</li> <li>5. 被災情報等の把握に関する事</li> <li>6. 職員の動員計画及び動員の把握に関する事</li> <li>7. 報道機関に対する情報提供に関する事</li> <li>8. 国民保護に関する広報全般に関する事</li> <li>9. 写真、ビデオ等の記録の作成に関する事</li> </ul>																				

	頁	変更後	変更前	理由																
35	3 編 1 章 - 7  (5)	第3編第1章第2節1(6)本部及び本部各部の担当業務について 【別表】 1 部の組織 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名(班名)</th> <th>部長</th> <th>総括責任者</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報部 (情報統括班、電算班、東京事務所班)</td> <td>政策局長</td> <td>政策企画部長</td> <td>1. 情報センターの開設に関する事 2. 各部からの国民保護に関する情報の収集に関する事 3. 国・県への陳情・要望に関する事 4. 武力攻撃災害復興のための総合調整に関する事 5. 帰宅困難者への情報提供及び帰宅支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部名(班名)	部長	総括責任者	主な業務	情報部 (情報統括班、電算班、東京事務所班)	政策局長	政策企画部長	1. 情報センターの開設に関する事 2. 各部からの国民保護に関する情報の収集に関する事 3. 国・県への陳情・要望に関する事 4. 武力攻撃災害復興のための総合調整に関する事 5. 帰宅困難者への情報提供及び帰宅支援に関する事	第3編第1章第2節1(6)本部及び本部各部の担当業務について 【別表】 2 部の組織 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>総括責任者</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報部</td> <td>政策局長</td> <td>政策企画部長</td> <td>1. 情報センターの開設に関する事 2. 各部からの災害情報の収集に関する事 3. 国・県への要望に関する事 4. 武力攻撃災害復興のための総合調整に関する事 5. 帰宅困難者への情報提供及び帰宅支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	総括責任者	主な業務	情報部	政策局長	政策企画部長	1. 情報センターの開設に関する事 2. 各部からの災害情報の収集に関する事 3. 国・県への要望に関する事 4. 武力攻撃災害復興のための総合調整に関する事 5. 帰宅困難者への情報提供及び帰宅支援に関する事	地域防災計画との整合
部名(班名)	部長	総括責任者	主な業務																	
情報部 (情報統括班、電算班、東京事務所班)	政策局長	政策企画部長	1. 情報センターの開設に関する事 2. 各部からの国民保護に関する情報の収集に関する事 3. 国・県への陳情・要望に関する事 4. 武力攻撃災害復興のための総合調整に関する事 5. 帰宅困難者への情報提供及び帰宅支援に関する事																	
部名	部長	総括責任者	主な業務																	
情報部	政策局長	政策企画部長	1. 情報センターの開設に関する事 2. 各部からの災害情報の収集に関する事 3. 国・県への要望に関する事 4. 武力攻撃災害復興のための総合調整に関する事 5. 帰宅困難者への情報提供及び帰宅支援に関する事																	
36	3 編 1 章 - 13  (2)	第3編第1章第3節 1(1)県との連携 市長は、本部を設置した旨を知事に報告する。	第3編第1章第3節 1(1)県との連携 本部長は、市国民保護対策本部を設置した旨を県の対策本部長に報告する。	国民保護法第27条1項により国民保護対策本部の設置は市長の権限のため																
37	3 編 1 章 - 14  (1)	第3編第1章第3節 3 国・県の国民保護対策本部等との連携 (2)国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。	第3編第1章第3節 3 国・県の国民保護対策本部等との連携 (2)国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 また、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運営を行う。	国の基本指針及び県計画との整合																
38	3 編 1 章 - 15  (6)	第3編第1章第3節 5 国民保護等派遣の要請 (4)その他参考になるべき事項 なお、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市の区域を担当する地方協力本部長又は国民保護協議会委員の自衛隊員を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。	第3編第1章第3節 5 国民保護等派遣の要請 (4)その他参考になるべき事項 なお、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市の区域を担当する地方連絡部長又は国民保護協議会委員の自衛隊員を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。	誤記修正																
39	3 編 1 章 - 16  (2)	第3編第1章第4節 市民との連携 市長は、武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の内容の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請する。 このため、市長は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、日本赤十字社埼玉県支部、社会福祉協議会などと連携を図る。	第3編第1章第4節 市民との連携 市は、武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の内容の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請する。 このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、日本赤十字社埼玉県支部、社会福祉協議会などと連携を図る。	記載事項については市長の権限のため																

	頁	変更後	変更前	理由
40	3 編 3 章 - 1 (2)	第3編第3章第1節 警報の内容の通知の受入れ・伝達 1 <u>知事</u> からの警報の内容の通知の受入れ方法 <u>都道府県知事</u> は、国から警報の内容の通知を受けた場合には、市町村長に対して直ちにその内容を通知するとされており、 <u>市長</u> は以下のとおり通知を受け入れる。	第3編第3章第1節 警報の内容の通知の受入れ・伝達 1 <u>県</u> からの警報の内容の通知の受入れ方法 <u>県</u> は、国から警報の内容の通知を受けた場合には、市町村長に対して直ちにその内容を通知するとされており、 <u>市</u> は以下のとおり通知を受け入れる。	国民保護法第46条により知事から市長に対し警報の通知があるため
41	3 編 3 章 - 1 (4)	第3編第3章第1節 1 <u>知事</u> からの警報の内容の通知の受入れ方法 (2) 勤務時間外 <u>県</u> （宿日直者）からの警報の内容の通知は、 <u>当直者が受信し、直ちに危機管理監へ報告する。</u> <u>危機管理監</u> は、直ちに市長へ報告するとともに、総務局危機管理部へ指示し、受信した旨を直ちに <u>県</u> （宿日直者）へ返信する。	第3編第3章第1節 1 <u>県</u> からの警報の内容の通知の受入れ方法 (2) 勤務時間外 <u>県</u> （宿日直者）からの警報の内容の通知は、 <u>総務局危機管理部国民保護担当が受信する。</u> <u>総務局危機管理部国民保護担当</u> は、受信した旨を直ちに <u>県</u> （宿日直者）へ返信するとともに、直ちに危機管理監を通し、市長へ報告する。	現行体制への修正
42	3 編 3 章 - 1 (2)	第3編第3章第1節 2 市の他の執行機関、消防局への通知 <u>市長</u> は、 <u>知事</u> から警報の内容の通知を受けた場合には、消防局、市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会）及び議会に対して直ちに警報の内容を通知する。	第3編第3章第1節 2 市の他の執行機関、消防局への通知 <u>市</u> は、 <u>県</u> から警報の内容の通知を受けた場合には、消防局、市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会）及び議会に対して直ちに警報の内容を通知する。	国民保護法第47条1項により警報の伝達は市長の権限のため
43	3 編 3 章 - 1 ~ 3 編 3 章 - 2 (2)	第3編第3章第1節 3 住民等への伝達 (1) 住民への伝達 <u>市長</u> は、 <u>知事</u> から警報の内容の通知を受けた場合には、直ちに住民及び関係団体等に対して警報の内容の伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。 (略) F A X なお、伝達に当たっては、特に高齢者、障害者、外国人等に配慮する。	第3編第3章第1節 3 住民等への伝達 (1) 住民への伝達 <u>市</u> は、 <u>県</u> から警報の内容の通知を受けた場合には、直ちに住民及び関係団体等に対して警報の内容の伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。 (略) F A X <u>携帯メール配信システムによる配信</u> なお、伝達に当たっては、特に高齢者、障害者、外国人等に配慮する。	国民保護法第47条2項により警報の伝達は市長の権限のため及び現行体制への修正
44	3 編 3 章 - 2 (2)	第3編第3章第1節 3 住民等への伝達 (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡 <u>市長</u> は、大規模集客施設等の管理者に対して、警報の内容の伝達に努める。	第3編第3章第1節 3 住民等への伝達 (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡 <u>市</u> は、大規模集客施設等の管理者に対して、警報の内容の伝達に努める。	国民保護法第47条2項により警報の伝達は市長の権限のため
45	3 編 3 章 - 2 (2)	第3編第3章第1節 4 警報の解除の伝達 <u>市長</u> は、警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行う。 (略)	第3編第3章第1節 4 警報の解除の伝達 <u>市</u> は、警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行う。 (略)	国民保護法第51条により警報の解除の伝達は市長の権限のため

	頁	変更後	変更前	理由
46	3 編 3 章 - 3 (2)	第3編第3章第2節 緊急通報の伝達 1 住民等への伝達 市長は、 <u>知事から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民及び関係団体等に対して伝達を行う。その手段は、第1節に準じる。</u> 2 大規模集客施設等への管理者への連絡 市長は、第1節に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。	第3編第3章第2節 緊急通報の伝達 1 住民等への伝達 市は、 <u>県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民及び関係団体等に対して伝達を行う。その手段は、第1節に準じる。</u> 2 大規模集客施設等への管理者への連絡 市は、第1節に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。	国民保護法第100条2項により緊急通報の伝達は市長の権限のため
47	3 編 3 章 - 4 (2)	第3編第3章第3節 1 避難の指示の受入れ・伝達等 (1) <u>知事からの指示の受入れ方法</u> <u>知事からの避難の指示の受入れは、第1節 1 に準じて行う。</u> (略)	第3編第3章第3節 1 避難の指示の受入れ・伝達等 (1) <u>県からの指示の受入れ方法</u> <u>県からの避難の指示の受入れは、第1節 1 に準じて行う。</u> (略)	国民保護法第54条1項により知事より市長を経由し住民に避難の指示があるため
48	3 編 3 章 - 4 ~ 3 編 3 章 - 5 (4)	第3編第3章第3節 1(2) 住民への避難の指示の伝達等 避難実施要領の作成 (略) <u>(ア) 事態の状況、避難の必要性</u> <u>(イ) 避難誘導の方法</u> a <u>避難誘導の全般的方針（要避難地域・避難先地域を含む）</u> b <u>市における避難誘導の体制</u> c <u>運送手段（災害時要援護者その他特に配慮を要するものへの対応に留意する）</u> d <u>運送拠点（集合場所）への移動（避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点、集合時間を含む）</u> e <u>避難実施要領の住民への伝達</u> f <u>傷病者への対応</u> g <u>避難の完了（要避難地域における残留者の確認方法を含む）</u> h <u>誘導に際しての留意点や職員の心得</u> i <u>住民に周知する留意事項（集合に当たっての留意点を含む）</u> ・避難に際し準備しておく物資等 ・避難時の留意事項 ・避難中における情報提供元 j <u>安全の確保</u> <u>(ウ) 各部の役割</u> <u>(エ) 連絡・調整先</u> <u>(オ) 避難住民の受入・救援活動の支援</u> <u>(カ) その他留意する事項</u>	第3編第3章第3節 1(2) 住民への避難の指示の伝達等 避難実施要領の作成 (略) <u>(ア) 要避難地域の住所</u> <u>(イ) 避難住民の誘導の実施の実施単位（自治会、事業所等）</u> <u>(ウ) 避難先</u> <u>（住所及び施設名に関しては、判明していれば記載）</u> <u>(エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点</u> <u>(オ) 集合時間及び集合に当たっての留意点</u> <u>(カ) 避難の交通手段及び避難の経路</u> <u>(キ) 市職員、消防職員・団員の配置、担当業務等</u> <u>(ク) 災害時要援護者その他と国配慮を要する者への対応</u> <u>(ケ) 要避難地域における残留者の確認方法</u> <u>(コ) 避難誘導中における食料の給与等の支援内容</u> <u>(サ) 避難住民の携行品、服装</u> <u>(シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等</u>	モデル避難実施要領との整合

	頁	変更後	変更前	理由
49	3 編 3 章 - 6 (3)	第3編第3章第4節 避難住民の運送手段の確保 要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第6節に基づき確保する。	第3編第3章第4節 避難住民の運送手段の確保 要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節に基づき確保する。	第2編第3章の順序入替えによる
50	3 編 3 章 - 7 (3)	第3編第3章第4節 1 運送手段の選択方法 (2) 災害時要援護者の避難 市長は、あらかじめ第2編第3章第6節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。	第3編第3章第4節 1 運送手段の選択方法 (2) 災害時要援護者の避難 市長は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。	第2編第3章の順序入替えによる
51	3 編 3 章 - 7 (3)	第3編第3章第4節 2 運送事業者への協力要請 市長は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第6節により、以下の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	第3編第3章第4節 2 運送事業者への協力要請 市長は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第4節により、以下の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。	第2編第3章の順序入替えによる
52	3 編 3 章 - 7 (3)	第3編第3章第5節 避難路の選定と避難経路の決定 避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第7節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	第3編第3章第5節 避難路の選定と避難経路の決定 避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	第2編第3章の順序入替えによる
53	3 編 3 章 - 10 (3)	第3編第3章第7節 7 避難に当たっての留意事項 (2) 弾道ミサイル攻撃からの避難 着弾前 弾道ミサイルによる攻撃は着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近隣のコンクリート造り等の堅牢な建物や地下など屋内に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難施設があるのか把握しておく。 ア 屋外にいる場合 (略)	第3編第3章第7節 7 避難に当たっての留意事項 (2) 弾道ミサイル攻撃からの避難 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合  ア 屋外にいる場合 (略)	県計画との整合(事前と事後に分け、避難の内容を具体的に記述)

	頁	変更後	変更前	理由
54	3 編 3 章 - 11  (3)	<p>第3編第3章第7節 7 避難に当たっての留意事項</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>(略)</p> <p>着弾後</p> <p><u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出るとは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行う。</u></p> <p><u>NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。</u></p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p>(ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。</li> <li>安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。</li> </ul> <p>(イ) 放射性降下物による外部被爆、内部被爆を避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。</p>	<p>第3編第3章第7節 7 避難に当たっての留意事項</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>(略)</p> <p><u>NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</u></p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p>(ア) 核爆発による熱線、爆風、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。 <u>このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難施設があるのか把握しておく。</u></p> <p>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。</li> <li>安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。</li> </ul> <p>(ウ) 放射性降下物による外部被爆、内部被爆を避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。</p>	<p>県計画との整合(事前と事後に分け、避難の内容を具体的に記述)</p>
55	3 編 3 章 - 12  (3)	<p>第3編第3章第7節 7 避難に当たっての留意事項</p> <p>(4) 航空攻撃からの避難</p> <p>兆候を事前に察知できる場合</p> <p><u>時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、避難を実施する。</u></p> <p><u>なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には、「兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。</u></p> <p>兆候を事前に察知できない場合</p> <p><u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。</u></p> <p><u>これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、市は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、避難を実施する。</u></p>	<p>第3編第3章第7節 7 避難に当たっての留意事項</p> <p>(4) 航空攻撃からの避難</p> <p>兆候を事前に察知できる場合</p> <p><u>着上陸侵攻と同様に大規模な侵略が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、避難を実施する。</u></p> <p>兆候を事前に察知できない場合</p> <p><u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。このため、市は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、避難を実施する。</u></p>	<p>県計画との整合(避難の内容を具体的に記述)</p>



	頁	変更後	変更前	理由
56	3 編 4 章 - 2 (2) 及び (3)	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 1 ) 収容施設の決定方法等 公営住宅、民間賃貸住宅の貸与 市長は、公営住宅及び民間賃貸住宅について、第 2 編第 3 章第 10 節で定めた方法によるほか、以下により空室を確保して、避難住民等に貸与する。	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 1 ) 収容施設の決定方法等 公営住宅、民間賃貸住宅の貸与 市は、公営住宅及び民間賃貸住宅について、第 2 編第 3 章第 8 節で定めた方法によるほか、以下により空室を確保して、避難住民等に貸与する。	国民保護法第 184 条 1 項 ( 大都市特例 ) により救援の実施は市長の責務のため及び第 2 編第 3 章の順序入替えによる
57	3 編 4 章 - 3 (2) 及び (3)	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 1 ) 収容施設の決定方法等 応急仮設住宅等の供与 市長は、第 2 編第 3 章第 10 節によって定めた方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、避難住民等に対して応急仮設住宅等を供与する。	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 1 ) 収容施設の決定方法等 応急仮設住宅等の供与 市は、第 2 編第 3 章第 8 節によって定めた方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、避難住民等に対して応急仮設住宅等を供与する。	国民保護法第 184 条 1 項 ( 大都市特例 ) により救援の実施は市長の責務のため及び第 2 編第 3 章の順序入替えによる
58	3 編 4 章 - 3 (2)	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 2 ) 避難施設の管理者への通知 市長は、避難施設の決定に当たっての知事からの通知を、避難施設の管理者へ伝達する。	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 2 ) 避難施設の管理者への通知 市は、避難施設の決定に当たっての県からの通知を、避難施設の管理者へ伝達する。	国民保護法第 54 条 7 項により避難施設の決定にあつては知事より通知があるため
59	3 編 4 章 - 3 (3)	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 3 ) 収容施設の運営 避難施設の運営 避難施設の運営は、第 2 編第 3 章第 5 節であらかじめ定めた「避難施設の運営マニュアル」に基づき、配置された職員が中心となって、当該施設職員、自治会、ボランティア、避難住民等の協力を得て運営する。	第 3 編第 4 章第 2 節 1 ( 3 ) 収容施設の運営 避難施設の運営 避難施設の運営は、第 2 編第 3 章第 7 節であらかじめ定めた「避難施設の運営マニュアル」に基づき、配置された職員が中心となって、当該施設職員、自治会、ボランティア、避難住民等の協力を得て運営する。	第 2 編第 3 章の順序入替えによる
60	3 編 4 章 - 3 (2)	第 3 編第 4 章第 2 節 2 食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与 市長は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与を実施する。	第 3 編第 4 章第 2 節 2 食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与 市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与を実施する。	国民保護法第 184 条 1 項 ( 大都市特例 ) により救援の実施は市長の責務のため

	頁	変更後	変更前	理由
61	3 編 4 章 - 5 (2)	第3編第4章第2節 2(6) 緊急物資の運送方法等 運送方法 市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送する物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。 市長は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して物資集積地への運送、物資集積地から避難施設までの運送等について要請する。 運送実施状況の把握 ア 市長は、要請を行った運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次本部へ報告を行うよう依頼する。	第3編第4章第2節 2(6) 緊急物資の運送方法等 運送方法 市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送する物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。 市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して物資集積地への運送、物資集積地から避難施設までの運送等について要請する。 運送実施状況の把握 ア 市は、要請を行った運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次市国民保護対策本部へ報告を行うよう依頼する。	国民保護法第79条により運送事業者への緊急物資運送の要請は市長の権限のため
62	3 編 4 章 - 7 (2)	第3編第4章第2節 3(2) 救護班の編成と医療資機材等の調達 医療資機材等の調達 ア 市長は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合は、 <u>知事</u> に備蓄用医療資機材等の提供を要請するとともに、製造販売業者への物資の売渡し要請等を行い、必要数量を確保する。	第3編第4章第2節 3(2) 救護班の編成と医療資機材等の調達 医療資機材等の調達 ア 市長は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合は、 <u>県</u> に備蓄用医療資機材等の提供を要請するとともに、製造販売業者への物資の売渡し要請等を行い、必要数量を確保する。	市長の要請先は知事のため
63	3 編 4 章 - 8 (2)	第3編第4章第2節 3(6) 医療の要請等に従事する者の安全確保 市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。	第3編第4章第2節 3(6) 医療の要請等に従事する者の安全確保 市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。	国民保護法第85条1項により医療関係者への要請は市長の権限のため(大都市特例)
64	3 編 5 章 - 4 (2)	第3編第5章第2節 4(3) 関係機関との連携 市長は、 <u>県国民保護対策本部</u> 等との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、 <u>知事</u> 等に専門家の派遣等の必要な支援を要請する。	第3編第5章第2節 4(3) 関係機関との連携 市長は、 <u>県国民保護対策本部</u> 等との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、 <u>県国民保護対策本部</u> 等に専門家の派遣等の必要な支援を要請する。	市長の要請先は知事のため
65	3 編 5 章 - 6 (2)	第3編第5章第5節 廃棄物処理対策の実施 1 廃棄物の処理 市長は、武力攻撃災害発生時において、その特殊性に配慮しながら市地域防災計画環境部災害対応マニュアルに準じて廃棄物対策を実施する。 2 廃棄物処理の特例 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、特例基準により廃棄物の処理等を行わせることができる(以下このような業者を「特例業者」という)。 (略)	第3編第5章第5節 廃棄物処理対策の実施 1 廃棄物の処理 市は、武力攻撃災害発生時において、その特殊性に配慮しながら市地域防災計画環境部災害対応マニュアルに準じて廃棄物対策を実施する。 2 廃棄物処理の特例 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、特例基準により廃棄物の処理等を行わせることができる(以下このような業者を「特例業者」という)。 (略)	国民保護法第16条1項により廃棄物の処理は市長の実施事項のため及び国民保護法第124条3項により市長が廃棄物処理の特例により処理を行わせることができるため

	頁	変更後	変更前	理由
66	3 編 6 章 - 1 (2)	第 3 編第 6 章第 2 節 1 情報の収集 市長は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を知事に報告する。	第 3 編第 6 章第 2 節 1 情報の収集 市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。	国民保護法第 94 条 1 項により安否情報の収集、知事への報告は市長の権限のため
67	3 編 6 章 - 1 ~ 3 編 6 章 - 2 (3)	第 3 編第 6 章第 2 節 1 情報の収集 (1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報 (略) 及び のほか、連絡先その他の安否の確認に必要と認められる情報 照会に対する同意の有無 (2) 死亡した住民に関する情報 上記 ~ に加えて — 死亡の日時、場所及び状況 — 死体の所在 連絡先のほか、必要な情報 照会に対する同意の有無	第 3 編第 6 章第 2 節 1 情報の収集 (1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報 (略) 及び のほか、連絡先その他の安否の確認に必要と認められる情報 (2) 死亡した住民に関する情報 上記 ~ に加えて — 死亡の日時、場所及び状況 — 死体の所在	安否情報収集様式及び県計画との整合 (3 編 6 章 - 4 の【安否情報収集・整理・提供の流れ】の収集項目も同様に修正)
68	3 編 6 章 - 4 (2)	第 3 編第 6 章第 2 節 4 外国人に関する安否情報 市長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。	第 3 編第 6 章第 2 節 4 外国人に関する安否情報 市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。	国民保護法第 96 条 2 項により日赤への協力は市長の権限のため
69	6 編 1 章 - 1 (2)	第 6 編第 1 章 緊急処理事態 (略) なお、緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市長は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者に対し通知及び伝達を行う。	第 6 編第 1 章 緊急処理事態 (略) なお、緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者に対し通知及び伝達を行う。	国民保護法第 47 条 1 項、2 項により警報の伝達等は市長の権限のため